

第11回 真室川町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年4月25日（金） 午前8時50分～午前9時25分

2. 場 所 真室川町役場庁舎 町民研修室1・2

3. 議 事

- ・報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第28号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- ・議案第29号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

4. 出席者等（敬称略）

（1）出席委員

梁瀬 裕	高橋慎知子	高橋 充	新田祥子
阿部邦之	園部義和	沼澤一夫	佐藤慎一

（2）欠席委員

庄司 稔

（3）傍聴農地利用最適化推進委員

齋藤 功	小松 栄富	齋藤 賢人
------	-------	-------

（4）事務局出席者

事務局長	斉藤克智
事務局長補佐	木戸太一
事務局主事補	池田梨央
会計年度任用職員	齊藤瑠依

5. 議事録署名委員

高橋慎知子	高橋 充
-------	------

事務局長	おはようございます。第11回真室川町農業委員会総会を開催したいと思えます。それでは会長、議事の進行よろしくお願いいたします。
会 長	おはようございます。農作業が本格化してきました。農作業事故などないように気を付けて作業してください。それでは、第11回真室川町農業委員会総会を始めます。3番の事務報告をお願いします。
事務局長	【事務局説明】
会 長	はい。ありがとうございます。次に4番の議事録署名委員は3番委員と4番委員にお願い致します。それでは、5番の議事に入ります。報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局の説明をお願い致します。
事務局長	【事務局説明】
会 長	報告ありましたが、ご質問やご意見ありませんか。
各 委 員	ありません。
会 長	ないようですので、報告第10号は決定させていただきます。続きまして、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」、説明をお願いします。
事務局長	【事務局説明】
会 長	説明ありましたが、現地確認はどうでしたか。
5番委員	はい。受付番号2・4・5番について、4月25日に事務局職員と一緒に行ってきました。2番の農地は小屋の跡があり、作付けは現在されていないようですが、きれいに整備されており農地として保全されているので問題ないと思いました。4番は牧草が作付けされており、整備されていて問題ないと思います。5番は水稻の作付されていたようで、整備されており問題無いと思いました。
会 長	はい。ありがとうございました。受付番号1番と3番はどうですか。

3番委員	はい。受付番号3番の農地へ4月15日に事務局職員と確認して来ました。耕作の準備がされていました。
会長	ありがとうございました。1番の農地はどうでしたか。
事務局補佐	はい。1番の農地は私からご説明いたします。この農地は現在基盤整備中の農地で、現地確認することができないので事務局で対応いたしました。現状は整備された3～4町歩の農地の中に含まれている状況で、事務局でその周辺の写真を撮ってきました。一時利用地の図面も併せてご覧ください。
会長	はい。それでは、ご質問やご意見はございませんか。
各委員	ありません。
会長	それでは議案第27号は決定させていただきます。続きまして、議案第28号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	【事務局説明】
会長	はい。ありがとうございます。現地確認はどうでしたか。
7番委員	はい。毎年ヘリで消毒している農地です。問題ないと思います。
会長	ありがとうございます。この賃借料には水利費は入っていないということよろしいですか。
事務局補佐	はい。この農地は自己所有のポンプを使用しているので、水利費は発生しないという事です。
会長	はい。わかりました。みなさんからご質問等ありませんか。
各委員	ありません。

会 長	それでは議案第28号は決定させていただきます。次に議案第29号「令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、事務局の説明をお願いいたします。
事務局主事補	【事務局説明】
会 長	みなさんからご質問等ありませんか。この議案に関しては、我々委員の活動についてなので、何かこうした方が良いとか、ご意見有れば伺いたいと思います。
9番委員	はい。荒れてしまい、どうしても農地として活用できない所が●地区には多々あるのですが、そういった農地を原野に戻す必要があるのではないかと思います。国の方針は農地を維持する方向ですが、最適化活動の目標達成には、荒れている農地を非農地にすると目標数値も達成できるのではないのでしょうか。それともう一つ、農業委員の数についてです。●方面は私一人なので、●方面の委員も一人いると良いと思います。
事務局主事補	はい。最初のご意見の非農地に関しては、基本的には農地の所有者から申請していただく形なので、もし地区内に荒れている農地をみつけた際は、所有者の方に助言していただくと良いと思います。●地区に農業委員がいないことに関しては、立候補者がいなかったためです。
事務局補佐	はい。私からもよろしいですか。
会 長	はい。どうぞ。
事務局補佐	はい。非農地についてですが、例えば一団地の中に荒れた農地があった場合、周辺の農地への影響を考えると、すぐ非農地にできるかと言うと、それは出来ないと思います。そういった場合、様々な補助金制度を検討したりして、活用することを検討することが目標達成への近道なのではないかと考えます。簡単に非農地にするより、推進委員の方々のご協力も得ながら活用していく方が農業委員会としては良いのではないかと思います。
会 長	よろしいですか。
9番委員	はい。

事務局長 はい。私からもよろしいですか。

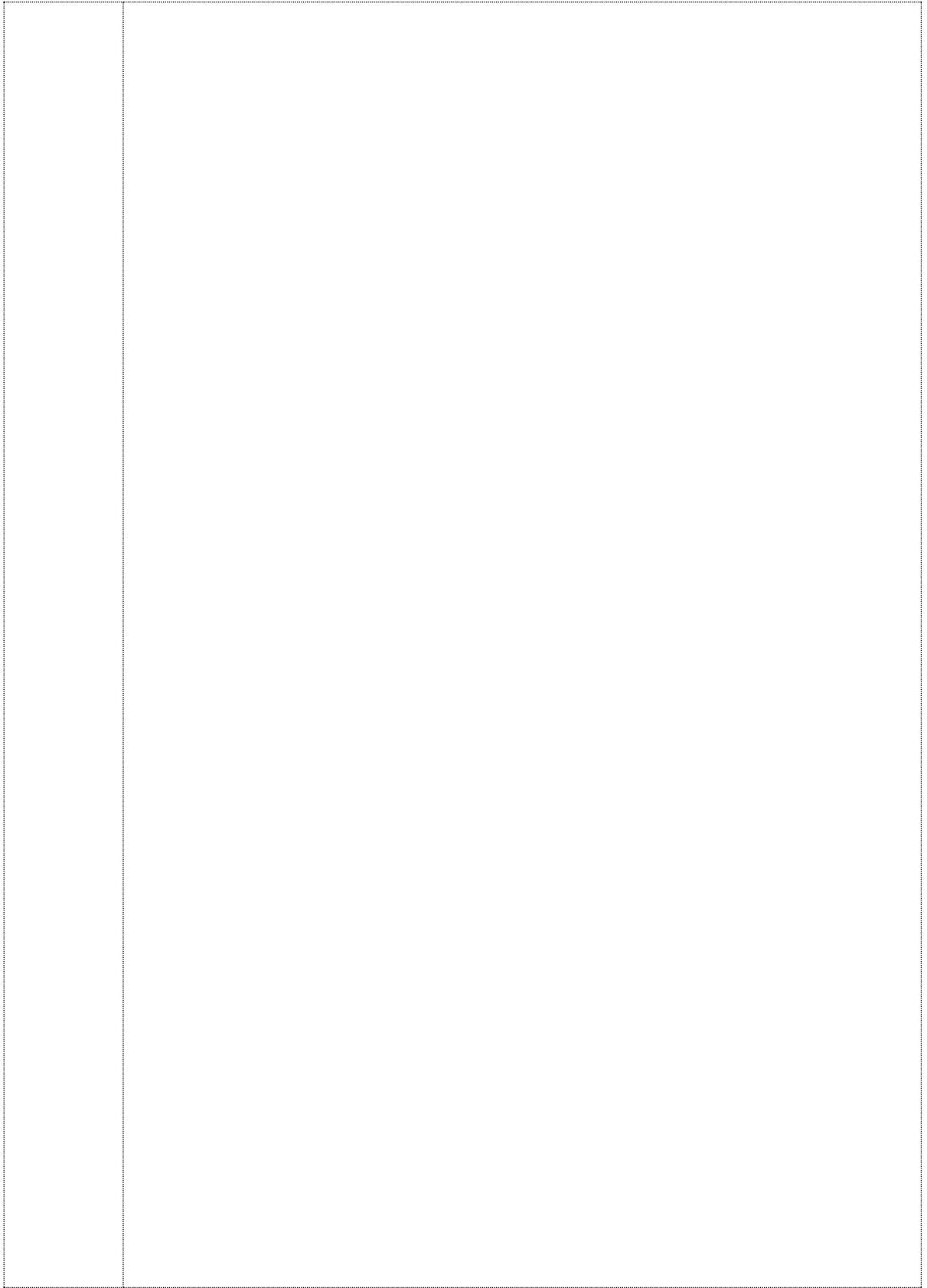
会 長 はい。どうぞ。

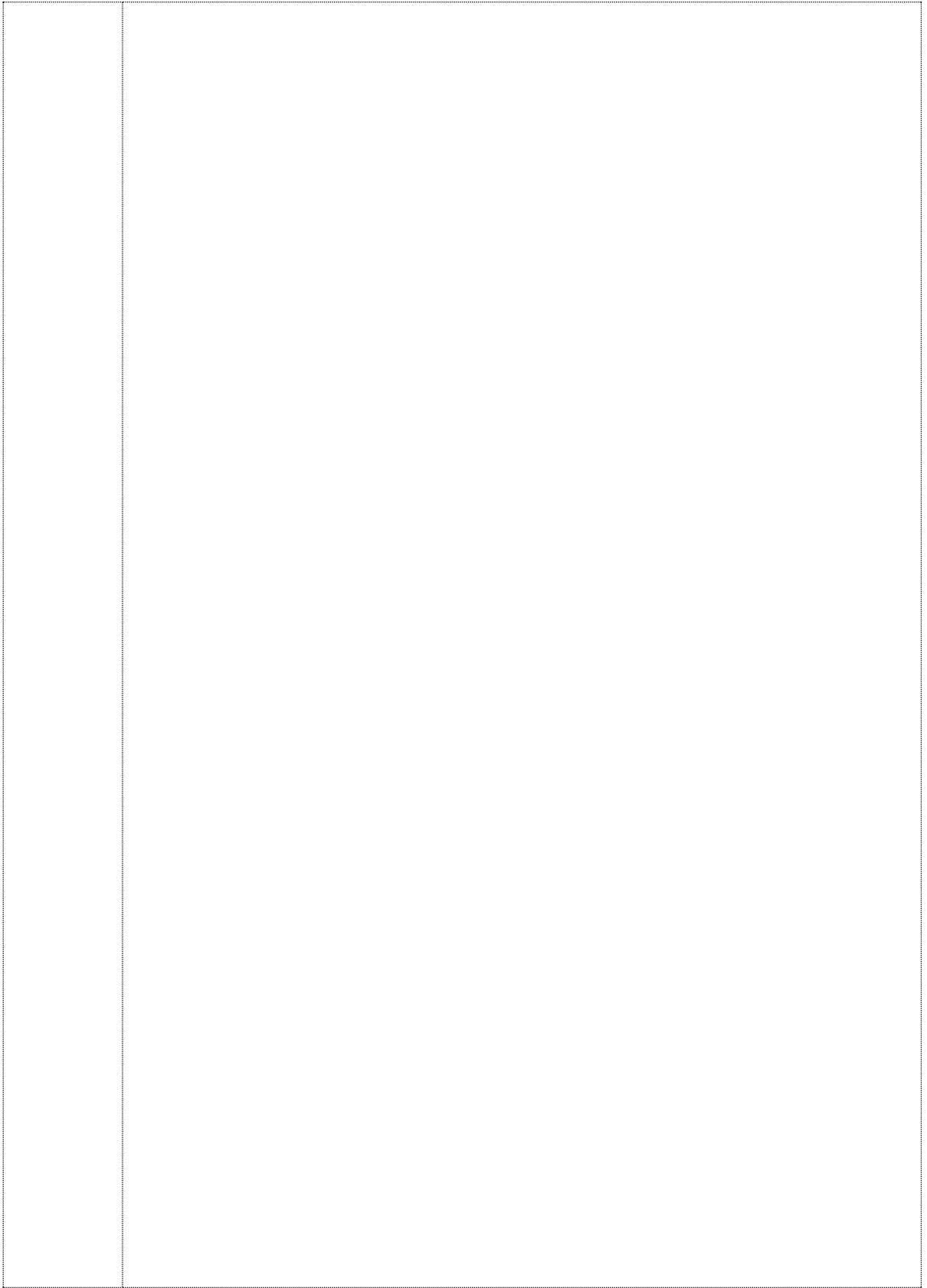
事務局長 生産の目安が国から示されますが、50%近い比率で耕作要件が決まってきたており、5町歩作付けするには10町歩の農地を所有していないと水田として活用できないというような縛りがある中での話なので、当然自己保全地というような形ですぐ復田できる状態で農地を保全していかなければならないですが、実際はそうになっていないというのが、9番委員のご意見だと思います。条件の良い農地で耕作したいということは、農家の皆さんにとって当然のことだと思います。手つかずの農地が増えていっているのも事実です。現在8地区で基盤整備していますが、今後整備が進むにつれて、条件の良くない農地が残っていってしまうことになるのだと思います。農業委員の皆さんには、農地の番人として地域の農地をみていただき、農地を手放したい等の声が聞こえてきた際には、ぜひコンタクトをとっていただき、色々な情報を事務局と共有し、連携していくような活動もお願いしたいと思います。

会 長 はい。他にご意見やご質問ありませんか。

各 委 員 ありません。

会 長 それでは議案第29号は決定いたします。
これで第11回の総会を終了します。ありがとうございました。





議 事 録 署 名 人

会長

印

委員

印

委員

印
